

平成 30 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 123 号	議案名	財産の無償貸付について			
目 的	以西財産区有地を企業へ無償貸付するもの。					
内 容	<p>1 目的 とっとり共生の森事業(企業・県・町が三者協定を結び、企業の森林保全活動を支援する事業)の実施に当たり、日本水産株式会社と候補地の所有者である琴浦町以西財産区との間で土地無償貸付契約を締結するもの。</p> <p>2 概要 (1) 貸付先 日本水産株式会社(以下「ニッスイ」という。) (2) 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字山川勝田川頭西平 807 番 4 (3) 地積 59,330 m² (4) 所有者 琴浦町以西財産区 (5) 貸付期間 協定締結日から 5 年間 (6) 活動内容 広葉樹の植栽(ヤマザクラ、イタヤカエデ、トチ等)、自然散策等</p> <p>3 予算措置 ニッスイと中部森林組合が植栽等森林保全契約を結ぶため、共生の森に関して、町や以西財産区の費用負担はない。</p> <p>4 位置図</p> 					
補足事項	平成 30 年 8 月 9 日(木)開催の以西財産区管理会にて承認済。					

土地無償貸付契約書(案)

貸付人 東伯郡琴浦町以西財産区（以下「甲」という。）と借受人 日本水産株式会社（以下「乙」という。）とは、環境保全と地域交流を目的とした森林保全活動のため、次の条項により土地無償貸付契約を締結する。

（信義誠実の尊重）

第1条 甲及び乙は、信義に則って相互に協力し、かつ、誠実にこの契約の履行に当たるものとする。

（貸付物件）

第2条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に無償で貸し付ける。

所在地	地目	登記面積(ha)	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字山川 字勝田川頭西平 807 番 4	原野	5.933	別添図面による。 (見込み面積 5.85 ha)

（貸付期間）

第3条 この土地の貸付期間は、平成30年10月〇〇日から平成35年10月〇〇日までとする。ただし、貸付期間満了の日までに乙から引き続き期間延長の申し出があった場合には、甲、乙協議の上、貸付期間を更新することができる。

（物件の引き渡し）

第4条 甲は、この土地を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

（瑕疵担保等）

第5条 乙は、この契約締結後、この土地に地積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

（用途指定）

第6条 乙は、この土地を、第3条に定める期間中、環境保全を目的とした森林保全活動を実践する場として使用するものとする。

2 乙がこの土地を前項に定める用途に供する場合の施業基準は、次のとおりとする。

（1）植栽樹種 トチノキ、ヤマザクラ、イタヤカエデ等の広葉樹

（2）補植 必要の都度行う。

（3）保育及び伐採の方法

鳥取県地域森林計画及び琴浦町森林整備計画に定める基準による。

（4）その他 施業方法等について、乙は鳥取県及び琴浦町と別途協定を締結する。

（転貸の禁止等）

第7条 乙は、この土地を転貸し、又はこの土地を使用する権利を譲渡してはならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第8条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費であっても、これを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第9条 甲は、この土地において随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(解約)

第10条 甲又は乙は、次の場合に限り、この土地の全部又は一部について、この契約の解約を申し出ることができる。

(1) この土地が公用、公共事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他の原因によりこの土地の全部又は一部が利用できないとき。

(3) その他、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、協議の上、この契約を解除することができる。

(土地の明け渡し)

第12条 第10条及び第11条の規定により契約が解約され又は解除された場合においては、乙は直ちにこの土地を甲に明け渡さなければならない。

(立木の所有)

第13条 この土地に植栽する造林木は、契約期間中、契約期間満了後並びに第10条及び第11条の規定により契約が解約され、又は解除された場合のいずれのときにおいても、甲の所有に帰属するものとする。

(立退料等の不要求)

第14条 乙は、この土地の明け渡しに際し、立退料その他名目の如何を問わず、甲に対し、一切の金銭的な要求をしないものとする。

(その他の事項)

第15条 この契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月〇〇日

甲 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2

東伯郡琴浦町以西財産区管理者

琴浦町長 小松弘明

乙 東京都港区西新橋1-3-1

日本水産株式会社

代表取締役社長執行役員
最高経営責任者 (CEO) 的埜明世